

W01537763号-4

平成 20 年 1 月 21 日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン (有)
 代表取締役 野井伸信



平成 19 年度 第 2 回定期監査 報告書 (その 4) 埋設事業部の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字沖付4-108
監査名	平成 19 年度 第 2 回定期監査
監査対象部門	(その 4) 埋設事業部
監査場所	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事務所
監査実施日	平成 19 年 12 月 19 日、20 日
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン) <input type="text"/> 、 <input type="text"/>

2. 平成 19 年度 第 2 回 定期監査の視点

2.1 これまでの監査経緯

今回の監査視点を述べる前に、先ず、これまでの定期監査の概略経緯をまとめておく。

(1) 第 1 回定期監査(平成 16 年度第 1 回)

日本原燃株式会社殿(以下、JNFL という)の「品質保証体制の確立に係わる改善策 (以下、「改善策」という)」が、その実行の規範となる規定文書類に適切に反映されているか否かを評価した。但し、埋設事業部は監査対象ではなかった。

(2) 第 2 回定期監査(平成 16 年度第 2 回)

監査対象に埋設事業部が加わり、「室」部門及び再処理事業部にて実施された「改善策」の水平展開として、当該改善事項が埋設事業部の既存規定類に織込み済であることの検証、及び品質目標の設定/展開状況等に関する監査を行った。

(3) 第 3 回定期監査 (平成 17 年度第 1 回)

上記第 2 回目の監査で対象とした活動内容が維持・継続・改善されているか否かを観察する中で、それぞれの活動項目における PDCA の展開度の確認に注力した。

注記: 個人名はプライバシー保護のためマスキングとする。(日本原燃)

(4) 第4回定期監査 (平成17年度第2回)

「改善策」に係る事項を中心にして、監査項目を任意抽出する態様を取り、前回同様に、品質保証活動のPDCAの展開継続状況の確認を行った。

(5) 第5回定期監査 (平成18年度第1回)

工事発注・運転行為・保守活動に係る一連のプロセス監査を、可能な限り取入れた。適切な活動がない部門に対しては任意抽出監査項目について、品質保証活動のPDCAの展開継続状況が維持されているか否かの確認を行った。

(6) 第6回定期監査 (平成18年度第2回)

前回の定期監査と同様に、プロセス監査を主体とし、埋設事業部に関しては4案件を抽出して、日常の業務プロセスが所定のルール／手順に従って適切に展開されていることを検証した。

(7) 第7回定期監査 (平成19年度第1回)

定期監査が4年目になることを考慮して、「室」部門と再処理事業部に対しては、「改善策」の全項目に改めて焦点を当てた『総括としての監査』を行って、各項目のPDCA展開の定着状況と、その結果としてもたらされる品質保証活動の充実状況を確認・評価することとした。埋設事業部に関しては、「改善策」の水平展開として『改善策の理念が既存規定類に盛り込まれていることの確認』が第三者監査の起点であったことを踏まえて、「改善策」を念頭に置いた上での一般監査及び前回監査における提言事項の処置状況の確認を行うと共に、これまで実施機会がなかった「現場監査」を取り入れた。

2.2 平成19年度 第2回定期監査(今回)の視点

基本的に第7回定期監査と同様の方針を適用した。埋設事業部に関する平成19年度第2回定期監査の切り口は表1に示す3点である。

表1 埋設事業部に関する監査視点 (平成19年度 第2回定期監査)

① 一般監査

「改善策」を念頭に置いた上で、埋設事業部の規定類に基づく品質保証活動の実行状況を確認した。

注：「室」部門と再処理事業部に適用される「改善策」の分野を表2に示す。

② 現場監査

埋設事業部の下記部門を対象とした。

- ・安全管理部 放射線管理課

③ 前回監査結果のフォロー

定期監査においては、「今後のより優れた運用を期待する事項」が見出された場合、採否を被監査部門に一任する位置づけで、参考提言を行っている。当該提言を採択してフォローした部門に関しては、その状況を確認することとした。

実際には、前回の定期監査で提言事項の提起が生じていないことから、本項目は適用外であった。

表2 「改善策」に係る分野

大分類	中分類	小分類
1. トップマネジメントによる 品質保証の徹底	体制（組織）改善	3項目
	トップマネジメントのコミットメント	5項目
2. 品質マネジメントシステムの改善	品質管理に関する管理基準及び管理レベルの見直し	5項目
	再処理事業部における品質保証関連組織の拡充	2項目
3. 品質保証を重視した 人員配置と人材育成	人員配置	5項目
	人材育成	4項目
4. 協力会社を含めた 品質保証活動の徹底	調達管理の徹底・強化	4項目
	より良いコミュニケーションの確立	4項目

3. 監査の態様

監査は文書監査と実地監査で構成し、監査対象部門ごとに2名の監査員で対応した。

文書監査は、意図する品質保証活動の理念や実行手順が規定文書類に適切に織り込まれていることを確認するものである。これまでの定期監査の過程で既に多くの規定文書類を文書監査対象にしてきたので、被監査部署に新規制定又は改正された規定文書類（規程、要則、要領、細則、マニュアル類）がある場合に紹介を受けることとした。

なお、「現場監査」に際しては、監査対象業務に係る規定文書類の内容把握を行い、この過程での気付き事項があれば提起することとした。

実地監査は、「決めたことを、決めた通りに実践・実行しているか否か」を評価するものである。従って、被監査部門に対しては、監査事項ごとの実践・実行状態が評価できるエビデンス（帳票・記録類）の提示と説明を求め、説明内容が不十分である場合には質疑応答を行った。エビデンスが複数ある場合は、監査員が任意にサンプリングを行うことによって、被監査側が意図的に特別なエビデンスのみを準備することを回避した。この態様は従来 of 定期監査と同様である。

4. 評価の基準

■文書監査では、次のいずれかを基準とした。

- ①品質保証体制の改善策
- ②改善策に係る実施業務を律している社内規定（品質保証計画書、手順書等を含む）
- ③JEAC 4111-2003

■実地監査では、品質保証に係る活動の実行状況の適切性を確認するという目的に照らして、当該実行行為を律している規定文書類の最新版を監査基準とした。

5. 監査結果の評価表示

監査結果は下記の区分で表示することとした。部門ごとの監査事項が複数であり総合所見が「良好」という判定であっても、提言事項があれば提起することとした。

区分	定義
指摘事項	要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	規定書類に定められている要求事項がほぼ実践・実行されているが、その実践・実行の程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	規定書類に定められている要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。 提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。

6. 監査結果

埋設事業部の監査対象部署に対する監査結果の詳細を添付—1に記載した。監査の日程と出席者を添付—2に示す。

埋設事業部に対する主要な所見は、下記の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大綱的には実態を捉えていると見てよい。

① 「指摘事項」は観察されない。

サンプリング方式を適用して規定書類及び帳票・記録等を閲覧しつつ説明を受けた範囲では、このたび監査対象としたいずれの部署にも「指摘事項」は観察されなかった。この状況は前回の監査と同様であり、ルール/手順を適切に文書化したうえで、決めたルールを決めた通りに守りつつ業務が遂行されている状況が定着していると思なせる。なお、「観察事項」1件と「提言事項」2件を提起した。記録類の授受管理に関する事項などである。検討していただきたい。

② 「品質保証に係る活動」のPDCA展開が維持・継続されている。

PDCA展開はいろいろな局面で評価することになるが、各種の改善成果は最終的に文書化された形で残されることになるので、規定書類の制定・改正の実績をPDCA展開のバロメーターにすることが出来る。既にこれまでの定期監査において、重要な規定類の改正実績を観察してきたところである。このたびの監査でも、きっかけ（トリガー）は色々であるが、そうした状況を確認した。また、業務の見える化プロジェクトへの参画、潜在的に発生しうる不適合への取組みなどは、今後のPDCA展開の糸口であると考え、PDCA展開マインドが浸透し維持・継続していると判断する。

③ 現場監査の結果は良好である。

前回の定期監査から導入した現場監査を、このたびも実施し、埋設事業部に関しては、放射線管理課の業務を対象にした。先ず現場巡視によって状況を把握したのちに、プロセス監査の態様で多面的な確認を行った。調達先評価、実施要領書などの文書管理、記録の管理、教育・訓練、報告とコミュニケーション、測定装置の校正等の切り口において良好な状況を観察した。

以上

埋設事業部に関する監査結果
(部門別の詳細版)

被監査部門	低レベル放射性廃棄物埋設センター 埋設技術課	備考
監査実施日	平成 19 年 12 月 19 日	(参照規定類、等)
<p>埋設技術課は埋設センターの安全管理、操業計画、工程管理、地下水の監視等の総括・調整役である。また、協力会社とのセンター工程会議等を通じて、双方向コミュニケーション向上の役割を担っている。これらに関する規定類の改正状況及び品質保証活動の実行状況を以下のとおり確認した。</p> <p>(文書監査)</p> <p>前回の監査 (H18 年度第 2 回) 以降に右記 4 件の規定類が下記の理由により改正された。廃棄物取扱主任者の確認が必要な要領 2 件を含めて、規定に従った手続きがなされている。いずれも品質保証活動の PDCA 展開の証と評価できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領(E51801-006-27) <ul style="list-style-type: none"> ・新潟中越沖地震を踏まえた地震時の報告体制の強化 ・火災時の METI への通報連絡の強化 他 2) 施設確認手順書(G51801-004-19) <ul style="list-style-type: none"> ・施設確認における補足確認に関連する事項の追記、及び METI への情報提供の充実のための見直しを実施された。 ・官庁対応時の質問事項は課題対応管理表によってフォローする仕組みが作られた。11 月時点での課題と対応ステータスが管理されていることを確認した。 3) 廃棄物埋設施設操業工程作成手順書(G51801-026-02) <ul style="list-style-type: none"> ・作成者の便宜のため廃棄物埋設施設操業工程の作成フローを追記 4) 廃棄物埋設施設排水・地下水監視要領(E51801-001-17) <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化及び充実 		<p>廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領 E51801-006-27</p> <p>施設確認手順書 G51801-004-19</p> <p>廃棄物埋設施設操業 工程作成手順書 G51801-026-02</p> <p>廃棄物埋設施設排水・地下水監視要領 E51801-001-17</p>
<p>(実地監査)</p> <p>1. 業務計画と事業部長レビュー</p> <p>埋設センターの業務目標に基づき埋設技術課の 2007 年度業務計画が作成され、第 2 四半期までの実施状況について事業部長レビューが実施された。協力会社との双方向コミュニケーションの推進 (目標: 意見・要望に対する 100% の回答) とリスクアセスメントが実施されていることをエビデンスをもとに確認した。リスクアセスメントの実施に当っては、埋設技術課が埋設センターのまとめ役として右記の実施手順書を作成し、これに基づいて各課がリスクを抽出し、リスクレベル、障害の重大さ、災害が発生する可能性による分類を行っている。今後、これらのアセスメント評価が埋設施設の安全操業管理に活用されることを期待したい。</p> <p>2. 業務の見える化プロジェクト (業務フローの作成)</p> <p>各部署の業務フローの作成 (全社大の活動) に加えて、埋設事業部では各自の業務のセルフチェックが実施されている。埋設施設の保安検査に関して、事務局としての埋設技術課の課長・副長・担当の役割と検査官・関連部署とのインターフェース及びリスクと対応策が見える形にフロー化された。各自業務のセルフチェックとこのフロー作成に各担当が参画することで、各自の役割と責任を再認識する効果があったものと理解される。なお、排水・監視設備からの排水の監視に関連した放射線管理課とのインターフェースは確実に実行されていることを確認した。</p>		<p>リスクアセスメント 実施手順書 G51801-028-00</p>

3. 潜在的に発生しうる不適合への取組

トラブルの兆候を発見して不適合を未然に防止するためのトラブル兆候検討会が7月に設置され、埋設技術課が事務局として右記の手順書に従って活動を開始した。これまでに実施された4回の検討会議事録によって活動状況を確認した。

今後、検討会における成果は不適合予防のために規定類に盛り込まれ、品質保証活動の一層の改善と安全文化の醸成に役立つものと期待される。

4. 教育・訓練

埋設技術課は埋設センター保安教育の実施状況の監視（保安教育、追加教育の実施率を評価基準とする。）を担っている。2007年度の教育・訓練計画に従って、対象者が確実に受講していることを確認した。埋設技術課員の保安教育及び一般教育も実施されているが、教育履歴管理システムへの登録要否の区分を明確にしてシステムを有効に活用することが望まれる。

5. 小集団活動

埋設技術課では、メンバー6名で業務の問題点を洗い出し、8件の小集団活動候補テーマから「トラブル発生時の確実な対応」を選定した。トラブル発生時には、埋設技術課が事業部対策組織の本部事務局となるが、問題点として各課員の役割分担が固定化しているため、事象発生時に柔軟な対応が出来ずに社外通報までの時間が長くなる可能性があった。この課題解決のために、現状分析、原因追求、改善策の検討、効果の確認が行われた。4月から11月の活動期間で7回の会合が行われたが、出席率100%でチームワークの向上につながったとの自己評価がなされた。今後も更なる改善を図り標準化を行っていくことになっている。業務改善のPDCA展開が良好に機能していると判断する。

6. 協力会社からの意見・要望対応

協力会社から出た意見・要望は100%達成することが業務目標にあげられており、要望事項の一つである「埋設施設展望台アクセスルートの草木による視界不良の危険」に対して、早期に対応していることを工程会議議事録によって確認した。なお、埋設事業部の「意見・要望等の情報管理」は品質保証課が担当し、確実にフォローされている。

7. 内部監査の受審対応

6月の内部品質監査で要望事項3件、観察事項1件が提起されていたが、全て対応策がとられていることをフォロー管理表で確認した。

(第三者監査所見)

上記の監査範囲において、品質システムは良好に機能していると判断する。

廃棄物施設トラブル
兆候検討会運用マニ
ュアル
G51801-030-01

被監査部門	安全管理部 品質保証課	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 19 年 12 月 19 日	
<p>(文書監査)</p> <p>前回の定期監査以降、主なものとして下記に示す 3 文書が改訂されている。その主要な改訂理由は次の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 不適合管理実施要領(E50052-202-10) <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物埋設施設トラブル検討会の運用開始に伴う見直しが行われた。本要領中には、不適合管理報告書の記載例も様式として含まれており、利用者にとって役立つような配慮がなされている。 2) 文書管理マニュアル(G50052-005-05) <ul style="list-style-type: none"> ・文書の作成方法として、「容易に消すことができないように作成する。」との文言の追加により、いわゆる鉛筆による記載を禁止した。今後、埋設事業部内で徹底が進むことを期待する。 3) 品質マネジメントシステム文書体系(G50052-004-13) <ul style="list-style-type: none"> ・手順書等の作成に伴い、JEAC4111 の各項目別に整理した文書体系を最新に修正した。 		<ol style="list-style-type: none"> 1) 不適合管理実施要領 E50052-202-10 2) 文書管理マニュアル G50052-005-05 3) 品質マネジメントシステム文書体系 G50052-004-13
<p>(実地監査)</p> <p>1. 品質目標とトップマネジメントレビュー</p> <p>事業部長レビューは、品質目標を含む業務目標をレビューする形で四半期毎に実施されており、品質保証課が保安に係る業務の事務局機能を果たしている。今回の監査では、2007 年度第 2 回(2007.10.11、2007.10.17、2007.10.18)事業部長レビューの記録を閲覧した。インプット項目としての 7 項目が過不足なく報告され、十分な審議が実施されていることを確認した。この結果を受け、2007 年度第 2 回(2007.10.29)社長診断が実施された。社長からの指示事項は無かったが、社長診断結果は埋設事業部の各部署に送付され、周知されていることを確認した。</p> <p>2. 内部監査</p> <p>2007 年度の内部品質監査の実施に先立ち、年間の監査計画が策定され、管理責任者(事業部長)の承認が行われている。2007 年度内部品質監査については、埋設事業部の 14 部署に対して、6 月及び 7 月の 2 回に分けて計画された。7 月に実施した監査計画書を閲覧すると、監査日時、監査メンバー及び監査実施内容等がきめ細かく記載されている。併せて、品質保証課が作成した監査準備資料には、監査のポイント等が記載されており、監査実施に際して有効に活用できる資料であると評価できる。また、監査に際しては、監査員の養成を目的とした実習生の参加も計画的に行われている。なお、外部調達先監査については、現状、不適合の発生が無いことから実施には至っていない。</p> <p>3. 廃棄体監査員の育成</p> <p>埋設事業部の業務遂行に際して、廃棄体監査員(監査リーダー、監査員)が要求されていることから、品質保証課ではこれらのメンバー育成に計画的に取り組んでいる。これらの該当者はリストに取りまとめられている。また、資格を必要とする要員については、早期の資格取得を目指し、内部品質監査と連携した対応が図られている。</p>		<p>内部品質監査実施マニュアル G50052-001-06</p>

4. 不適合への対応

今回の監査時点では、不適合事象は発生していないことから、不具合事象(シート番号:埋事不具合-19-001)についての対応を確認した。不具合の発生後、所管箇所から所定の不具合処理票により関連部署に適切な連絡が行われている。発生原因及び根本原因分析が行われた後、是正処置が実施されている。処置結果は、確実に関連部署に通知されており、処置完了後、品質保証課によるレビューが行われ、廃棄物取扱主任者の確認が行われている。

5. 品質保証推進会議

品質保証推進会議は、埋設事業部の管理者による最高会議である。第35回(2007.6.21)会議においては、「教育・訓練要領」の改正についての審議が行われている。審議事項の一部については、再審議することを決定するなど中味の濃い議論が行われていることを議事録より確認した。

6. 水平展開検討会

水平展開検討会は品質保証室が事務局として全社大で展開している会議体であり、埋設事業部では品質保証課が本検討会に参画している。会議で入手したトラブル情報のうち、埋設事業部においても類似トラブルが予測されるものについては、予防処置報告書(今回の監査での確認内容:埋事PAR-19-004)として関係部署に送付され、水平展開の必要性の有無について検討依頼が行われている。品質保証課は事務局として有益な活動を行っていることを確認した。

7. 協力会社からの意見・要望への対応

協力会社からの意見・要望は、処置担当、処置期限等が記載された「意見・要望等 情報管理表」に取りまとめられ、適切に管理されていることを確認した。

(第三者監査所見)

上記の監査範囲において、品質システムは良好に機能していると判断する。

(提言事項)

内部品質監査の評価に際して、「要望事項」と「観察事項」に区分されているが、いずれも被監査部署が採用の可否を決定する事になっている。上述のような識別を行った背景は両者間の提言内容の重要度に差異があることに起因したものと推察されることから、この両者の処置内容についても何らかの区別を行うことが望まれる。

被監査部門	安全管理部 放射線管理課	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 19 年 12 月 19 日	
<p>放射線管理課は、埋設事業部と濃縮事業部における両方の放射線管理業務を担当しているが、埋設事業部の関係業務を監査対象とした。 今回、放射線管理課の主要な業務の一つである「排水・監視設備の分析・測定業務」を任意抽出して現場監査を実施した。</p>		
<p>(現場監査)</p>		
<p>1. 関連手順書</p>		
<p>当該測定業務に関しては、右記の細則に規定されており、具体的手順等については、右記のマニュアルに記載されている。 なお、現場監査において、放射能測定室には最新版のマニュアルが準備されていることを確認した。</p>		<p>廃棄物埋設施設 化学・廃棄物管理細則 F50401-015-16</p>
<p>2. 放射線管理業務委託計画及び調達先評価</p>		<p>廃棄物埋設施設 化学・廃棄物管理マニ ュアル G50401-009-14</p>
<p>2007 年度の放射線管理業務計画に関する稟議書(平 18 濃安稟第 86 号)が立案され、濃縮事業部長の決裁(平成 19 年 2 月 8 日)が行われている。 協力会社に対しては、調達先評価表を用いた評価が行われ、評価結果は課長承認がなされている。この評価結果を併せて、資材 Gr に対して正式契約依頼が行われていることを確認した。</p>		<p>放射線管理業務委託 仕様書(2007 年度) H50401-06-P-仕 001-00</p>
<p>3. 放射線管理業務委託仕様書と実施要領書</p>		
<p>当該業務は委託契約として発注されている。右記の発注仕様書の要求事項を確実に反映した実施要領書が協力会社で作成され、放射線管理課において適切な手順を経て承認されている。</p>		
<p>4. 放射線管理業務に係る教育・訓練</p>		
<p>当該業務の実施に際して、協力会社より放射線管理業務作業認定者リストが提出され、放射線管理課長による承認がなされている。また、作業要員の教育・訓練実績は一覧表に取りまとめられており、指定された作業に対する力量の有無が容易に確認できる。当該教育・訓練実績管理表についても放射線管理課長の承認がなされていることを確認した。</p>		
<p>5. 協力会社の測定業務に対する管理</p>		
<p>放射線管理業務に関しては、協力会社より月間作業予定表(2007 年 12 月)が放射線管理課に提出(2007.11.27)された。放射線管理課長はこの業務予定表に対して承認(2007.11.30)が行われていることを確認した。 月間予定表をもとに、協力会社より当日の作業実績及び翌日の作業予定表が放射線管理課に提出され、放射線管理課長の承認が行われている。協力会社に対する適切な業務管理が行われていることを確認した。</p>		

6. 測定業務依頼

排水・監視設備において排水があった場合は、運営課よりその旨の通知が行われる。これを受け、協力会社へ放射性物質濃度(H-3、 γ 線核種)の測定業務指示により、該当する放射性物質濃度測定が実施される。協力会社が行った測定結果は、協力会社での記録の妥当性確認を行った後、放射線管理課に送付される。

当該データを評価するため、放射線管理課は、埋設技術課に当該データを送付し、埋設技術課による評価結果を確実に入手することを確認した。

また、当該データは保安の記録(「廃棄物埋設施設 保安規定第23条第2項に基づく測定及び通知」として取りまとめ、廃棄物取扱主任者の確認の上、正式報告(廃棄物埋設施設における保安活動に関する記録)が行われることを確認した。

7. 計測装置の校正

放射線管理課が所管する放射線測定に係る測定器類の校正(点検)については、右記の細則に明記されている。今回、サンプリングした測定業務に係る測定器として、「液体シンチレーションカウンタ」及び「Ge 半導体波高分析装置」が上げられる。「液体シンチレーションカウンタ」に対する校正が細則に示された校正周期で適切に実施され、その結果は放射線管理課長が承認していることを確認した。

濃縮・埋設事業所
放射線測定器類保守
管理細則
F50401-026-07

(第三者監査所見)

上記の監査範囲において、品質システムは良好に機能していると判断する。

(観察事項)

本監査対象となる分析業務は、放射線管理課から協力会社に委託されている。協力会社の測定結果は十分な妥当性チェックが行われていることを入手した記録から確認できたが、当該記録を協力会社が放射線管理課に正式に引き渡したエビデンスが確認できなかった。

(JEAC4111-2003 4.2.4、及び8.2.4 参照)

(提言事項)

排水・監視設備において排水があった場合の運営課からの通知に対して、放射線管理課が正式に受け取った記録を残すことが望ましい。

平成 19 年度第 2 回定期監査 部門別監査結果（「埋設事業部」No. 4）

被監査部門	埋設事業部 埋設計画部 計画 G	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 19 年 12 月 20 日	
<p>(文書監査) 右記 2 件の要領が下記の理由により改正された。いずれも品質保証活動の PDCA 展開の成果と評価できる。</p> <p>1) 教育・訓練要領(E53001-003-05)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務分担と実施に必要な力量との関連付けのため、本文及びフロー図の見直しを行った。(ISO 定期審査対応) ・事業部としての教育・訓練実績の追加 ・関連文書に教育履歴管理システム運用要則の追加 ・表現の適正化 <p>2) 廃棄物埋設計画作成要領(E53001-007-02)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係規定類の名称変更 ・表現の適正化 		<p>教育・訓練要領 E53001-003-05</p> <p>廃棄物埋設計画作成要領 E53001-007-02</p>
<p>(実地監査)</p> <p>1. 事業部長レビュー</p> <p>埋設事業部運営方針を反映した埋設計画部の 2007 年度業務目標が策定され、下記テーマについて事業部長レビューが実施されたことを実施報告書で確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小集団活動の実施 ・1、2 号埋設の運用と将来施設の検討 ・要員計画の策定 ・過重労働防止対策の推進 ・新安全審査指针对応 <p>これらの計画 (P)・実績 (D)・評価 (C)・改善 (A) の展開が確実に行われ、具体的数値化できるものについては適切に評価がなされている。事業部長レビュー及び社長診断は規定の様式で整理・評価され、定着した状況にある。</p> <p>2. 業務の見える化プロジェクト活動とセルフチェック</p> <p>埋設事業部では全社大の「業務の見える化プロジェクト」(品質保証室が事務局)が、6 月からスタートしている。事業部にまたがる業務を対象に 13 テーマがリストアップされており、計画 G の低レベル放射性廃棄物の受入・埋設計画の策定 (全体版、詳細版) に関する業務フローを閲覧した。各部署間、部署内各職位の業務連携及び発生しうるリスク (間違い、漏れ、ムダ、提出遅れ等) が明示されている。これらのリスク低減対策を含むリスク管理表も別途作成されている。</p> <p>一方、考査室からリスク管理の視点を取り込んだセルフチェックの参考資料が配布 (2007 年 3 月 29 日) され、埋設事業部としても上記のプロジェクト活動に先駆けて 5 月からセルフチェック活動が開始された。実施方針の策定、様式設定、事業部内周知を経て、各要員によるセルフチェックが実施され、各部門内集約を行って、フォロー項目の確認等を実施中である。一例として、「廃棄物埋設計画の作成・変更及び実績管理 (業務担当者用)」を閲覧した。</p>		

3. 小集団活動

計画 G が埋設事業部の事務局機能を担っている。指導・推進タスクの役割は昨年度と同様であるが、今年度は下記の強化策が打たれた。

- 1) コミュニケーション強化及び情報伝達の迅速化のため事務局要員を追加
 - ・各部門の事務局要員 1 名追加
 - ・活動状況・実績の迅速な収集
- 2) 活動報告の定期報告の実施
 - ・部長会議に 1 回/2 ヶ月の活動実績報告
 - ・会議議事録は事務局（計画 G）がとりまとめ
 - ・タスクと各小集団が一体となって問題解決にあたる 7 チームが結成された。

スケジュールに若干の遅れはあったが、事業部選考会及び全社大会（優良賞受賞）が無事終了している。事務局が強力にバックアップすることで、業務課題の解決を図るボトムアップ型のこの活動が一段と活性化したと評価できる。なお、事務局（計画 G）は、テーマ化されなかった候補についても課題をつぶしていくべくフォローするとのことであり、この努力は高く評価できる。

4. 事業部の要員計画と人材育成

1, 2 号埋設施設運用及び将来施設の検討など業務の増加を見込んだ要員計画が策定された。同時に人材育成が重要な課題であり、必要な研修、OJT による力量アップ等が長期的な視点から検討されている。全社的にはプロパー比率のアップが図られているが、埋設事業部については上記の状況から、状況に応じて必要な人材を外向者とプロパー社員で増強することになる。

廃棄体確認の監査業務に関して、主任監査員及び内部監査員を急遽増強する計画が立てられ、社内外の ISO 研修及び内部監査の実習による人材育成が行われている。

なお、前記の教育・訓練要領が改正され、改善された仕組みが確立されている。

5. 内部監査の受審結果

6 月の内部品質監査で観察事項 1 件（業務分担の文書管理）が提起されている。業務管理文書化を行うことで処置は終わっているが、監査報告書によると 3 年前の内部監査で同じ観察事項の報告を受けたものが、再発したものであった。PDCA は展開されているが、スパイラルアップとなる活動を期待したい。

（第三者監査所見）

上記の監査範囲において、品質システムは良好に機能していると判断する。

平成 19 年度第 2 回 第三者定期監査日程及び出席者
(埋設事業部)

実施日	実施時刻	被監査部門等	実施内容	出席者	実施場所
12月19日	9:30~9:50	全被監査部門	オープニング ミーティング	対応者: [] [] [] [] [] [] [] 事務局: [] [] []	濃縮・埋設 事務所 1階 A会議室
	10:00~11:30	低レベル放射性 廃棄物埋設センター	監査	対応者: [] [] [] []	濃縮・埋設 事務所 2階 会議室
	11:30~12:00 13:00~14:30	安全管理部	監査	対応者: [] []	
	14:30~17:00	安全管理部	監査	対応者: [] [] []	濃縮・埋設 事務所 3階 研修室
12月20日	9:30~10:30	埋設計画部	監査	対応者: [] [] []	濃縮・埋設 事務所 2階 会議室
	16:00~17:00	全被監査部門	クロージング ミーティング	対応者: [] [] [] [] [] [] [] [] [] 事務局: [] [] []	濃縮・埋設 事務所 1階 A会議室

注記：個人名はプライバシー保護のためマスキングとする（日本原燃）。